

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例（令和5年3月30日京都市条例第62号）（建設局自転車政策推進室）

京都市出町駐車場の自転車駐車料金の上限額の適正化を図るとともに、計算の基礎とする1日の範囲を変更する必要があるため、以下のとおり改正することとしました。

1 自転車の駐車料金の改定

利用の態様、近傍類似の施設の利用料との均衡等を考慮して、自転車の駐車料金の上限額を改定することとしました。

駐車料金（1日1回）	
改正前	改正後
150円	200円

2 自転車の駐車料金の計算の基礎とする1日の範囲の変更

現行は、自転車の駐車料金の計算の基礎とする1日の範囲を「入退場時間^(※)」とし、1回の利用ごとに駐車料金を徴収していますが、利用促進及び利便性向上を図るため、1日の範囲を「駐車場に自転車を入場させた時刻から翌日の当該時刻に相当する時刻まで」とし、24時間ごとの課金制を導入します。

これにより、24時間単位の利用時間に応じた段階的料金制が導入できるようになるとともに、日をまたいで利用した場合でも、入場から24時間以内であれば、1回分の駐車料金で利用できるようになります。

駐車料金の計算の基礎とする1日の範囲	
改正前	改正後
入退場時間	駐車場に自転車を入場させた時刻から翌日の当該時刻に相当する時刻まで

※ 「入退場時間」とは、午前4時30分から翌日の午前1時までをいう。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第62号

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第2 1自転車の項中「150」を「200」に改め、同表1備考2中「別に定める入退場時間」を「駐車場に自転車を入場させた時刻から翌日の当該時刻に相当する時刻まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市道路附属物自動車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自転車の駐車料金については、改正後の条例別表第2の規定を適用する。

(建設局自転車政策推進室)